

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度（著作権法第35条）※1上の取扱いについて

		対面授業		スタジオ型授業	オンデマンド授業	遠隔合同授業等		
						同時中継 合同授業	同時中継 遠隔授業	
送信側※2	教員	/		いる	いる	いる	いる	いる
	生徒				いない	いない	いる	いる
受信側	教員				いない	いない 〔受信側に教師が いる場合もある〕	いる	いない
	生徒			いる	いる	いる	いる	いる
著作物の 利用形態		複製	公の伝達	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信
教授と受講 とのタイミング		同時	同時	同時（or異時） 〔異時：予復習用 のメール送信〕	同時（or異時） 〔異時：予復習用 のメール送信〕	異時	同時※3	同時※3
授業目的 公衆送信 補償金制 度上の取 扱い	許諾の 要否	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)	許諾不要 (35条1項)
	補償金 の要否	無償 (35条1項)	無償 (35条1項)	補償金 (35条2項)	補償金 (35条2項)	補償金 (35条2項)	無償 (35条3項)	無償 (35条3項)

※1：「著作権者の利益を不当に害すること」とならない場合に限定される。

※2：「教育を担任する者」及び「授業を受ける者」が公衆送信等することができる（例：生徒から教員への公衆送信も認められる）。

※3：遠隔合同授業等において、予習・復習のために教材等を送信する場合は、補償金を支払うことで、許諾なく公衆送信することができる。